

「栃木県教育大綱」(仮称)の素案概要

第1 はじめに

1 大綱の位置付け

本大綱は、地教行法第1条の3第1項の規定に基づき、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの

とちぎ元気発信プラン(仮称)、次期教育振興基本計画との整合性を図る

2 大綱の対象期間

対象期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間

第2 基本目標

○ 経済や暮らし、まちづくりなど、すべての活動の原動力となる「人づくり」を総合的に推進するため、次の3つを基本目標とする

- (1) 知・徳・体等の調和のとれた発達を促すことによって生涯にわたって学び続ける力を育む
- (2) 自分の生き方を社会との関わりの中で考えさせることによって夢を志に高め未来を創造する力を育む
- (3) 地域の中で豊かな人間関係を築くことによって互いに育ちあうことのできる絆づくりを進める

第3 施策の方向

○ 上記の基本目標を達成するため、次の9つを施策の方向とする

- 1 確かな学力の育成と教育環境の整備
- 2 豊かな心と健やかな体の育成
- 3 子ども一人ひとりに応じた教育・支援の充実(特別支援、貧困)
- 4 自分の生き方を考える教育の充実(キャリア教育、じぶん未来学)
- 5 地域を支える人材の育成(とちぎの百様、郷土愛醸成)
- 6 グローバル人材の育成(留学支援)
- 7 学校・家庭・地域の連携による教育の充実(生涯学習、ふれあい学習)
- 8 スポーツを通じた人づくり
- 9 文化を通じた人づくり

第4 おわりに

○ 保健、福祉、医療、青少年健全育成、職業教育、安全対策など知事部局と教育委員会との緊密な連携が必要な課題が多くなっている

○ 総合教育会議の設置を契機に、同会議等を活用しながら、連携を強化し、本県の教育・学術及び文化の振興に向け、各種施策の確実な推進を図っていく